

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) (略) (2) (略)	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) <u>土木部都市局営繕課 南魚沼市浦佐4008番地</u> <u>魚沼基幹病院建設現</u> <u>場事務所</u> (略) (2) (略)